

法 学 第 6 0 号

平成 30 年 4 月 17 日

高等課程を置く私立専修学校長様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

学校教育法施行規則第 150 条第 3 号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

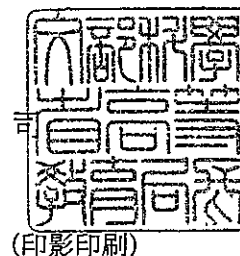


29文科高第1189号  
平成30年3月30日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
殿

文部科学省高等教育局長

義 本 博



(印影印刷)

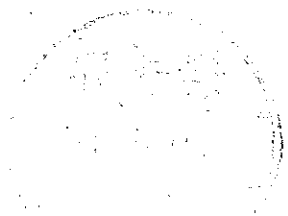
学校教育法施行規則第150条第3号の専修学校の高等課程等を定める告示  
の一部を改正する告示について（通知）

この度、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき、標記の告示（平成29年文部科学省告示第56号）（別添）が平成30年3月28日に制定されました。この告示により指定された専修学校の高等課程を文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学入学資格が与えられることとなりますので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、御参考までに、今回の告示による改正後の学校教育法施行規則第150条第3号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成17年文部科学省告示第167号）及び参照条文をメールにて送付しますので、併せて御参照ください。なお、文部科学省ホームページに掲載している一覧表についても、近日中に更新する予定です。

担 当：文部科学省高等教育局大学振興課法規係  
電 話：03(5253)4111(内線2493)





○文部科学省告示第五十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第一百五十一条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則第一百五十一条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第一百五十一条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

表七 福島県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
アイシービジネス専門学校商業実務高等課程 情報ビジネス科		平成七年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科		平成二年十月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程 商業情報総合ビジネス科		平成二十九年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程 総合ビジネス科		平成二十三年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
郡山ドレスメーカー専門学校家政高等課程洋裁科		平成元年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
国際アート&デザイン専門学校文化教養高等課程クリエイティブ総合学科		平成二十八年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
国際アート&デザイン大学校文化教養高等課程クリエイティブ総合学科		平成二十九年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕

改正前

表七 福島県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
アイシービジネス専門学校商業実務高等課程 情報ビジネス科		平成七年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科		平成二年十月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程 総合ビジネス科		平成二十三年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
郡山ドレスメーカー専門学校家政高等課程洋裁科		平成元年三月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
国際アート&デザイン専門学校文化教養高等課程クリエイティブ総合学科		平成二十八年三月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
国際アート&デザイン大学校文化教養高等課程クリエイティブ総合学科		平成二十九年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表十二 東京都に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
東京トワイ・ファッション専門学校服飾高等課程服飾科		平成十一年四月一日
東京表現高等学院MICA芸術高等課程芸術科		平成二十二年三月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表十四 神奈川県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
横浜デザイン学院服飾家政高等課程ファッション科		平成二十一年四月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表二十 岐阜県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
アンファッションカレッジ高等課程ファッション総合科		平成十二年四月一日
ヴィジョンネクスト情報デザイン専門学校商業実務高等課程国際ビジネス科		平成二十九年四月一日
ヴィジョンネクスト情報デザイン専門学校服装高等課程生活デザイン科		平成二十九年四月一日

表十三 東京都に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
東京トワイ・ファッション専門学校服飾高等課程服飾科		平成十一年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表十四 神奈川県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
横浜デザイン学院服飾家政高等課程ファッション科		平成二十一年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表二十 岐阜県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
アンファッションカレッジ高等課程ファッション総合科		平成十二年四月一日

ヴィジョンネクスト情報デザイン専門学校校服装高等課程ライフスタイルデザイン科	平成三十年三月一日
大垣文化総合専門学校商業実務高等課程国際ビジネス科	平成七年三月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
大垣文化総合専門学校校服装高等課程生活デザイン科	平成十五年四月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〔略〕	〔略〕

表二十一 静岡県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
中達調理師専門学校高等課程調理師科		平成二十七年四月一日(平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表二十二 愛知県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
安城生活福祉高等専修学校教育・社会福祉高等課程福祉科		平成十四年三月一日(平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
安城生活福祉高等専修学校教育・社会福祉高等課程保育・介護科		平成三十一年四月一日
安城生活福祉高等専修学校服飾・家政福祉高等課程生活科		平成十一年四月一日(平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)

大垣文化総合専門学校商業実務高等課程国際ビジネス科	平成七年三月一日
大垣文化総合専門学校校服装高等課程生活デザイン科	平成十五年四月一日
〔同上〕	〔同上〕

表二十一 静岡県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
中達調理師専門学校高等課程調理師科		平成二十七年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表二十二 愛知県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
安城生活福祉高等専修学校教育・社会福祉高等課程福祉科		平成十四年三月一日
安城生活福祉高等専修学校服飾・家政福祉高等課程生活科		平成十一年四月一日





〔専〕YIC京都工科大学校文化・教養高等課程普通科	平成二十三年三月一日(平成二十七年三月三十一日まで)に当該課程を修了した者に限る。
〔略〕	〔略〕

表三十八 高知県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
高知外語ビジネス専門学校文化高等課程英語科		平成十九年四月一日(平成二十九年三月三十一日まで)に当該課程を修了した者に限る。
〔略〕		〔略〕

表四十四 宮崎県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕		〔略〕
トライアット・カレッジ文化・教養高等課程芸術教養科		平成十六年三月一日
宮崎情報ビジネス医療専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科		平成二十九年四月一日
宮崎情報ビジネス医療専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科(通信制)		平成二十九年四月一日
〔略〕		〔略〕
宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科		平成二十六年四月一日(平成二十九年三月三十一日まで)に当該課程を修了した者に限る。

〔専〕YIC京都工科大学校文化・教養高等課程普通科	平成二十三年三月一日
〔同上〕	〔同上〕

表三十八 高知県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
高知外語ビジネス専門学校文化高等課程英語科		平成十九年四月一日
〔同上〕		〔同上〕

表四十四 宮崎県に所在する専修学校の高等課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕		〔同上〕
トライアット・カレッジ文化・教養高等課程芸術教養科		平成十六年三月一日
宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科		平成二十六年四月一日
〔同上〕		〔同上〕

備考 表中の「」の記載は法記である。	宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程 「略」	宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程 「略」	平成二十八年三月一日(平成二十九年三月三十一日まで)に当該課程を修了した者に限る。
	宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程 「同上」	宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程 「同上」	平成二十八年三月一日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。